

小口貨物の通関・関税制度 (米 国)

2009年9月

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ニューヨーク・センター

目 次

小口貨物の通関・関税制度（米国）	2
1. 通関手続き	2
1－1. 商業用小口貨物（大口貨物との相違）	2
1－2. 国際宅配便・国際郵便	2
1－3. 見本品（商業用サンプル、販促イベントで消費される製品）	3
1－4. 贈答品（または商業的性格を持たない個人輸入等の場合）	4
1－5. 職業貨物（専門職用機器）・引越し貨物	5
1－6. 旅具通関制度	5
2. 個人輸入であっても留意すべき品目	6
2－1. 食 品	6
2－2. 化粧品	6
2－3. 医薬品	6
2－4. 医療機器	7
3. 小口でも扱えない輸入禁止品目	7
4. 商品見本の小口貨物	8

小口貨物の通関・関税制度（米国）

1. 通関手続き

- 以下、代表的な簡易通関制度について記述する。

1-1. 商業用小口貨物（大口貨物との相違）

- 価額が 2,000 米ドル以下の貨物は小口貨物として扱われ、書類記入などの点で正式な輸入プロセスをとらずに輸入することができる（略式輸入）。小口貨物の場合、輸送手段として郵政公社（USPS）を使用することが多く、その場合、関税等は郵便局で郵送料とまとめて徴収される。小口貨物でも特定の履物、毛皮製品といった商品は、上限額が 2,000 ドルではなく、250 ドルとなる場合がある。また、繊維製品に限っては小口、大口にかかわらず、正式輸入のプロセスを取らなければならない。
- 貨物が略式輸入で輸入されると、税関検査官が輸入書類を記入し、輸入品の関税分類番号と関税を決定する。正式輸入の際のように保証書は必要とせず、関税精算もただちに行われる。貨物が宅配便などの配達サービスを通して輸入される場合は、宅配会社に属する通関業者が一切の手続きを代行し、輸入者にまとめて請求する
- 一方、正式輸入は、2,000 ドルを超える大口貨物や繊維製品を輸入する際のプロセスを指す。正式輸入には、船荷証券（運送証券）、コマーシャル・インボイス、通関積荷目録、パッキング・リストといった書類の提出が必要となる。正式輸入の際は、輸入者が関税分類番号を記入し、それに見合った関税その他の諸費用を支払う。また、保証書の提出も必要となる。この保証書を提出することで、輸入者は最終的に税関が決定する関税精算の支払いを済ませる前に貨物を受け取ることができる。こういった一連の手続きが複雑であるため、通常、正式輸入の場合は通関業者に手続きの代行を依頼することが多い。通関業者の案内については税関国境保護局のウェブサイトから入手できる。

U.S. Customs and Border Protection
Attention: Office of Regulations and Rulings
Washington, DC 20229
<http://www.cbp.gov>

出所：<http://www.cbp.gov/linkhandler/cgov/newsroom/publications/trade/iius.ctt/iius.pdf>

1-2. 国際宅配便・国際郵便

- 国際宅配便は、民間の宅配会社によって配達されるサービスを指す。税関の通関手続きは、通常、民間の宅配会社に属する通関業者（ブローカー）が個人や企業に代わって行うため、一番迅速に商品が届けられるシステムとなっている。その代わり、関税や送料以外に、通関業者への手数料やその他の諸費用の支払いも生じる。
- 国際郵便は、世界各国で連携している郵政公社（USPS）によって配達されるサービスを指す。郵便の場合は、輸出者が郵便局にて税関申告書を記入し、荷物の外装に添付する。この場合、荷物が「贈答品」か「返送される私物」か「個人的な購入物」であるかを明記する必要がある。もし贈答品として送った荷物が 100 ドルを超える場合は、受取人に関税が課される。

国際郵便でも 2,000 ドルを超える荷物は正式輸入で郵送しなければならない。この場合、正式輸入のプロセスで必要となる保証書の提出などの手間が生じるため、通常、通関業者を使うことが多い。正式輸入の手続きを取る場合、荷物はまず税関の国際郵便部門に保管され、受取人のもとに荷

物が入国した通知が届けられる。受取人がこの通知を持って正式輸入の手続きを終えた時点で、荷物が郵便局に転送され、受取人宛てに配達される。

出所：

http://www.unigroupworldwide.com/relocation_tools/documents/internationalmail1514_000.pdf

1－3．見本品（商業用サンプル、販促イベントで消費される製品）

➤ 商業目的で、商品の見本を米国に輸出入する方法としては、幾つか選択肢がある；

（1）関税の支払い

➤ 入国の際に、発生する関税やその他の税金を全て支払うこと。関税を支払った見本品については、輸入者が米国内で販売することも輸出することも自由である。また、見本品が関税支払い時と全く同じ状態で輸出される場合は、支払った関税が払い戻しされる場合もある。

（2）保税担保による暫定輸入（Temporary Importation Under Bond：TIB）

➤ 商品の注文を取る目的で使用する見本品は、保税担保の暫定輸入（TIB）という方法で、関税の代わりに保証金を支払うことで一時的に米国内に輸入できる。保証金の金額は、通常の商業用輸入手続きで支払う関税の約 110%に相当とされる。TIB の契約では、輸入者は、輸入から 1 年以内に見本品を米国外に輸出するか処分しなければならず、契約違反となった場合、支払った保証金は無効となり、輸入者は通常関税の 2 倍に相当する損害賠償金を支払うことになる。商品によっては、保証金を支払えば最大 3 年まで仮輸入期間を延長することができる。

➤ 但し、TIB の適用は特定の商品に限られており、適用される商品リストは税関品目コード（HTS コード）の第 98 章「特殊分類条項」

（<http://www.usitc.gov/publications/docs/tata/hts/bychapter/0910C98.pdf>）の 13 節に属する以下 14 項目 49～51 ページに記載されている 14 項目である。

（9813.00.05／9813.00.10／9813.00.15／9813.00.20／9813.00.25／9813.00.30／9813.00.35／9813.00.40／9813.00.45／9813.00.50／9813.00.55／9813.00.60／9813.00.70／9813.00.75）

➤ 輸入者が入国時に見本品を携行持ち込みする場合、価額が 250 ドル以下の場合は旅行者の携行所持品として略式輸入の形式を取ることができる。しかしそれ以外は、TIB での輸入条件として、輸入者が貨物到着所まで出向き、書類（フォーム CF3461「Entry/Immediate Delivery」、フォーム CF7501「Entry Summary」）の記入と保証金の支払いを、輸入者自身の入国手続きとは別に行わなければならない。こういった手間を省くため、見本品を荷物として入国時に持ち込む場合は、事前に通関業者に一切の手続きを代行してもらうことが勧められている。また、ATA カルネが米国で使用可能となつてからは、ATA カルネのほうが手続きも簡素で保証金の支払額も安価なため、ATA カルネのほうが一般化しているようである。

（3）ATA カルネ

➤ ATA カルネは、TIB に同じく関税の支払い無しで暫定輸入をするための保証付きの通関書類を指すが、TIB よりも手続きが簡素なため、多くの輸入者が利用する。ATA カルネの有効期間は 1 年間で、この期間内であれば、米国への輸出入が回数制限なしに可能。また、米国のみならず ATA カルネ条約加盟国への輸出入も可能である。TIB との違いは、TIB の場合、輸入者自身の入国手続きとは別に書類の記入や保税支払いなどの通関手続きを済ませなければならないが、ATA カルネの場合は、出国前に、カルネと呼ばれる通関書類を発行してもらうだけで、あとの手続きがない。但し、発行には手数料と保証金の支払いが必要。

➤ ATA カルネの対象商品は、商業用見本品や専門職用機器、広告用材料のほか、コンピュータやカメラ、

産業機械、宝飾品のほか、美術品など幅広い。但し、農作物やあらかじめ売買が予測される商品の輸入は、この限りではない。

- ATA カルネは、ATA カルネ条約に加盟する各国の商工会議所国際事務局が、その国の居住者が外国へ見本品を輸出する際の通関書類として作成するものである。日本では日本商事仲裁協会（JCAA）がカルネの発行機関となっている。

出所：

日本商事仲裁協会（JCAA）：<http://www.jcaa.or.jp/>

その他の加盟国リストは USCIB ウェブサイトから入手できる：<http://www.uscib.org/index.asp>

ATA カルネに関するウェブサイト

<https://www.atacarnet.com/ATACarnetsforShowBizandTours.aspx>

http://www.export.gov/logistics/eg_main_018129.asp る。

（４）非課税対象品目

- 税関品目コード（HTS コード）の第 98 章「特殊分類条項」の 11 節に属する以下の見本品は、商品の注文を受ける目的で使用するための見本として少量に限り非課税で輸入することができる。TIB やカルネと異なる点として、アルコール飲料とタバコに限っては、注文を受ける際に消費されても構わない。
 - **アルコール飲料（HTS コード 9811.00.20）**
麦芽酒は 300 ミリリットル以下、ワインは 150 ミリリットル以下、またその他のアルコール飲料は 100 ミリリットル以下。
 - **タバコ製品類（9811.00.40）**
葉巻や巻きたばこなら 3 本以下か 3.5 グラム以下、また巻きたばこ用のシガレット・ペーパーなら 25 枚以下。
 - **上記以外（9811.00.60）**
上記以外の見本品は 1 ドル以下の価額のものか、見本用とわかるように印がついているか、穴があけられているもの。

出所：

http://www.cbp.gov/linkhandler/cgov/trade/legal/informed_compliance_pubs/icp066.ctt/icp066.pdf

1－４．贈答品（または商業的性格を持たない個人輸入等の場合）

（１）非居住者が米国に郵送もしくは持ち込む場合：

- 非居住者が贈答品を米国に持ち込む場合、合計 100 ドル相当まで免税となる。但し、受取人が 1 日に受け取る贈答品の合計金額も 100 ドル以下でなければならない。米領ヴァージン諸島、サモア、グアムといった米国領土から贈答品を持ち込む場合は、200 ドル相当まで免税となる。アルコール飲料やタバコ製品、アルコールを原料に含んだ香水に関しては小売価格 5 ドル相当までであれば免税として扱われる。自分宛てに贈答品を送る場合は、個人用として 200 ドルまで免税が認められる。
- 贈答品を複数の受取人に一度に送る場合も、贈答品免税が適用される。この場合の注意事項は以下のとおり。
 - 各贈答品を個々に包装し、宛先を記載した上で、一つに荷物にまとめる。
 - 荷物の外装には「Unsolicited Gift（未承諾の贈答品）」、「Consolidated Gift Package（贈答品の総合パッケージ）」と明記し、「To ***** - one pair of shoes, \$50 ; one belt, \$25 ; one shirt, \$50」のように受取人名と中身、合計金額を記載する。
 - 一つでも 100 ドルを超過する贈答品があった場合、荷物全体が課税対象となる。

(2) 食品を贈答品として送る場合；

- 食品の輸入は、一般的に禁じられているか、輸入制限があり、輸入の際はバイオテロ法に基づき、食品医薬品局（FDA）に事前通知（Prior Notice）を提出しなければならない。しかし、贈答品として食品（自家製食品を含む）を送る場合は、個人から個人への発送で、全く商業的性格を持たないことを条件に、事前通知の義務なく輸入することができる。

出所：<http://www.cbp.gov/xp/cgov/travel/vacation/kbyg/gifts.xml>

1－5．職業貨物（専門職用機器）・引越し貨物

(1) 専門職用機器

- 専門職用の書籍、コンピュータ、楽器や写真機材を含む専門職用機器・機材は、概ね ATA カルネを利用して輸入することができる。ATA カルネの対象品は、コンピュータ、カメラ・ビデオ機器、産業機械、自動車、宝飾品、衣類など。美術品、交響楽団、ヨットなどの輸送もカルネを利用できる。

(2) 引越し貨物

- 家具、台所用具、寝具、書籍などの家財やコンピュータなどの所持品は免税で持ち込むことができる。しかし、免税の対象となる家財は、輸入者が 1 年間居住していた世帯で使用されていたものでなければならない。使用期間は断続して 1 年でも構わず、輸入直前の 1 年である必要もない。また、輸入者本人が入国時に携行しても後に別送しても良い。免税扱いとなる家財は、輸入者が入国後 10 年間有効となる。家財や所持品を別送する場合、荷物の外装に「Used Personal Effects」と明記しなければならない。荷物の中に新品が含まれている場合、新品に限り課税される可能性がある。
- 自動車やオートバイなどの乗り物は、所有者の入国に合わせて輸入される場合は一時的に免税となる。しかし、米国の安全基準および排出ガス基準に準拠していない場合、1 年以内に輸出しなければならない。また、輸出の延期も認められていない。安全基準及び排出ガス基準に準拠していても、輸入から 1 年以内に販売する場合は、関税が発生し、売買取引が完了する前に税関で精算しなければならない。

1－6．旅具通関制度

(1) 携行持ち込みの場合：

- 所持品などの旅具は、輸入者が米国に到着する日と同日に、同じ輸送手段で到着する場合、輸入者の携行品とみなされる。この場合、フォーム CF6059B「Customs Declaration」に携行する品物全てを記入し、免税対象の品物は別途明記しなければならない。

(2) 別送品の場合：

- 免税扱いとなる家財や所持品は、必ずしも輸入者が携行持ち込みする必要はなく、後日別送することも可能である。別送された貨物は最初の到着港で通関手続きを済ませるのが基本。しかし運送業者によっては、税関預かりとして、輸入者の都合の良い港まで移送し、通関手続きを行うサービス（保税輸送）を提供している場合もある。このサービスを運送業者が行っているかは事前に確認が必要。貨物の到着通知は税関ではなく、運送業者から届く。この通知後、15 日以内に通関手続きを終えないと貨物は保税倉庫に移送され保管される。このときの保管料は輸入者負担。その後、6 ヶ月以内に通関手続きを終えないと、貨物は最終的に競売に出される。輸入者本人以外が通関手続きを代行する場合は、代理人に委任状を預けること。

2. 個人輸入であっても留意すべき品目

2-1. 食 品

- 一般的に農作物の持ち込みは禁止されているか、輸入制限が設けられている。また、食品を輸入する際はバイオテロ法に基づき、貨物到着前に FDA に事前通知 (Prior Notice) を提出し、FDA から通知を受領した証明となる通知番号を受け取り、税関に申告しなければならない。個人輸入を目的として国際郵便で輸入される食品に関しては、事前通知義務の必要はないとされているが、この判断は FDA と税関の裁量で判断される。農作物や植物の輸入規制に関する詳細は米動植物検疫所 (APHIS) のウェブサイト (http://www.aphis.usda.gov/import_export/index.shtml) を参照。
- 個人輸入のカテゴリー分類は、主に次の 3 種類：
 - (軍隊、民間、政府機関、外交官を含む) 移動の際、家庭用品に含まれる食品や贈答品として個人に送られる自家製の食品
 - 個人が購入し、別個人宛に郵送する食品 (この際、あくまで個人が郵送元であることが条件。例えば、食品を購入した小売店から直送した場合、郵送元は小売店になるため、商業輸入とみなされ、事前通知義務の免除対象外となる)
 - 外交用文書用郵袋に同封された食品
- この他、開発や試験を目的とする食品と看做される以前の段階の見本としての食物も事前通知義務が免除される。
- 携行持ち込みの場合、食品は全て税関申告を行わなければならない。税関申告を怠った場合は、1 万ドルの罰金が課せられる。一般に、パン・菓子類、飴、チョコレート、パルメザンチーズやチェダーチーズなど塩漬けされたチーズ (ブリーチーズなどのソフトチーズは不可)、また肉類以外の缶詰や真空パックの食品等は個人消費目的であれば、通常持ち込むことができる。またケチャップやシロップ等の調味料類も同様。

2-2. 化粧品

- 化粧品の輸入規制は、国内生産品と同様、また食品や医薬品と同様、連邦食品・医薬品・化粧品法 (Federal Food, Drug, and Cosmetic Act) に準じている。これによると、米国の法廷基準に満たさないもの、不正表示のもの、欠陥品、または不衛生な場所で製造されたものの輸入は禁止されている。不正表示とは、ラベルの表示、デザイン、イメージ画像を含む。

出所：

<http://www.fda.gov/Cosmetics/InternationalActivities/ImportsExports/CosmeticImports/default.htm>

2-3. 医薬品

- 連邦食品・医薬品・化粧品法 (Federal Food, Drug, and Cosmetic Act) により、個人輸入、商業用にかかわらず、FDA の輸入許可がない医薬品の持ち込みは禁止されている。これには米国で使用許可の下りにある医薬品でも FDA の基準に沿わず外国で生産されたものも含まれる。
- FDA は、外国で治療を受けた個人が処方薬を米国内に持ち込むことを想定して、米国で違法とされる医薬品の個人輸入の範囲について指針を作成している。これによると、たとえ外国で治療を受けた実証があったとしても、米国内では違法薬となることに変わりはないため、最終的には FDA が持ち込みを却下する可能性がある。しかし一定の条件を満たせば、最大 3 ヶ月間に限り、持ち込みが可能になる場合もあるとしている。条件は以下のとおり。
 - 服用目的が米国内では効果的な治療が受けられない重篤な症状のためであること。

- 輸入者が米国内で処方薬の商業活動に従事しないこと。
 - 処方薬が不当な危険性を及ぼさないこと。
 - 輸入者が、処方薬の服用はあくまで個人使用のために限ることを書面で証明し、且つ、米国内で医師免許をもち、輸入者の治療を引き続き担当する医師の名前と住所を明記すること（個人使用であることの証明と米国内で治療を担当する医師からの証明両方が必ず必要。どちらか一方のみでは認められない）
- 仮に、米国で使用許可が下りている医薬品と同一銘柄の医薬品でも、外国で製造されているものは輸入禁止となり、上記のような例外にも当てはまらない。FDAは「例えば、FDAで使用許可が下りている医薬品を、メキシコで購入したほうが安価で済むといった理由で米国に輸入したい場合、FDAはそういった医薬品の輸入を禁止する」としている。

2-4. 医療機器

- 規制薬物法（Controlled Substances Act）に基づき、規制薬物とみなされる薬物の製造、加工、隠蔽、体内への摂取や注入などに関する機器の輸入は一禁止されている。

3. 小口でも扱えない輸入禁止品目

- 以下は禁止品目の一部。このほか、個別の輸入条件や輸入制限については、税関刊行物「米国への輸入（Importing into the United States -A Guide for Commercial Importers-）」を参照のこと。
- (1) 昆虫や昆虫の卵：農務省長官が規定する条件のもとで特定の科学的目的以外は輸入禁止。但し、米国内の農作物に被害を及ぼさず、パッケージ化され、魚類野生動物庁で禁止されていない種類のものであれば、農務省の検査等を通過した上で輸入することができる。
 - (2) 家畜や動物：特定の家畜や動物は動植物検疫所（APHIS）で検疫検査を受けた場合に限り輸入ができる。獣医による健康診断書も必要。
 - (3) 肉・卵製品：高病原性 H5N1 型ウイルスが発生した国からの家禽もしくは未加工の家禽製品の輸入は禁止。対象国のリストは、疾病対策センター（CDC）のウェブサイト（<http://www.cdc.gov/flu/avian/outbreaks/embargo.htm>）から入手できる。
 - (4) 武器弾薬・爆発物：司法省管轄のアルコールたばこ火器爆発物取締局からライセンスを入手しない限り、輸入禁止。
 - (5) 表面の塗装剤に 0.06%以上、鉛が混入している物品は輸入禁止。
 - (6) 野菜、果物、種子、苗木を含む植物類も種類によっては輸入が禁止されている。禁止されている種類など詳細情報は動植物検疫所（APHIS）のウェブサイト（<http://www.aphis.usda.gov/>）から入手できる。
 - (7) キューバ産の葉巻及びタバコ製品は米国への輸入が禁止されている。たとえ、購入先がキューバ以外の外国の免税店でも、個人から個人宛ての贈答品でも認められない。
 - (8) 米国特許商標局（USPTO）に登録されている商標権を持つ商品の模倣品や偽造品を商業目的で輸入することは禁止されている。個人使用のものを持ち込むのは可。
 - (9) 鳥類、家禽類の輸入は鳥インフルエンザなどのウイルス発生に繋がるとして禁止されている。鳥をビンなどの容器や荷物の中に入れたり、自動車のシートの下に隠したりして米国に持ち込むことは密輸とみなされ、個人密輸は最大 1,000 ドル、商業的な密輸は最大 1 万ドルの罰金が課せられる。
 - (10) 玩具等の子供用品や自転車及び自転車用のヘルメットは、連邦有害性物質法（FHSA）に準じたものでなければ輸入禁止。

出所：<http://www.cbp.gov/linkhandler/cgov/newsroom/publications/trade/iius.ctt/iius.pdf>

4. 商品見本の小口貨物

(1) 商品見本を日本から輸出し、日本に積戻し又は再輸入する場合：

- 商品見本は ATA カルネを利用して輸入すれば、関税等の支払い手続きもなく、カルネの有効期限内は回数制限なしに輸出入が自由にできる。

※但し、展示会出品目的の場合、米国ではATAカルネの利用は認められていないため注意が必要。

(2) 商品見本を現地で販売する場合：

- 基本的に、予め売買が予測される商品の輸入は通常の関税手続きを取らなければならない。
- TIB を利用して輸入した保税見本品を販売することになった場合は、その時点で通常の商業輸入通りの関税が課されることになる。この時、輸入時に支払っている保証金の金額が考慮されるため、輸入者は関税から保証金を差し引いた差額を支払うことになる。
- ATA カルネを利用して輸入した商品見本を販売、寄付もしくは廃棄した場合、カルネを発行した機関がその商品にかかる関税等の 100%相当額を約定損害賠償金として支払うことになる。その後、支払いを済ませた機関は商品を販売したカルネ保持者に同額の支払いを契約違反として請求することになる。

出所：

- ・ U.S. Customs and Border Protection “Importation of Commercial Samples”
http://www.cbp.gov/linkhandler/cgov/trade/legal/informed_compliance_pubs/icp066.ctt/icp066.pdf
- ・ ATAカルネ（一般社団法人 日本商事仲裁協会）
<http://www.jcaa.or.jp/carnet-j/8.html>

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、貿易投資相談センターで取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。